

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：11101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17000

研究課題名（和文）企業組織再編手続における労働者保護規範の解釈論・立法論的提案

研究課題名（英文）Consideration of legislation to protection of employees on the corporate reorganization

研究代表者

成田 史子 (Narita, Fumiko)

弘前大学・人文社会科学部・講師

研究者番号：90634717

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は企業組織再編手続における労働者保護規範について、ドイツ法との比較法的見地もふまえ、日本法に対して解釈論・立法論両面から課題の解決に向けた試論を提示することを目的としている。

研究目的を達成するために、ドイツおよび日本における企業組織再編が実施される際の労働者の取り扱いについて文献・判例等の検討を行った。これにより、企業組織再編手続における労働者保護規範の課題の析出作業を行った。日本における企業組織再編手続の労働者保護規範のあり方を分析し、解釈論・立法論の両面からの課題の解決に向けた試論を検討した。企業組織再編手続の労働者保護規範への特別の配慮の必要性を基礎付けることを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業組織再編時の労働者保護規範を検討する際には、企業組織再編の必要性と労働者保護双方を視野に入れた包括的な研究が重要となる。本研究は、EU及びドイツの法制度を詳細に検討したうえで、日本における労働者保護規範の構築に関する解釈論及び立法論を抽出するものである。このような研究成果は、今後の研究にも大きな示唆を与えるものである。

また、企業組織再編時の労働者の取り扱いについては、実務上も争いが多く発生するところであり、本研究は、次の世代の研究者のみならず実務家に対しても、有益な研究結果を示すものである。

研究成果の概要（英文）： This study makes an analysis of the German and Japanese system for protection of employees on the corporate reorganization. I explored literatures, judicial precedents and debates in the process of setting the law on this subject. I analyzed this subject and derived 3 results from this study.

Firstly, I clarified the problems about protection of employees on the corporate reorganization in Germany and Japan. Secondly, I stated my own thoughts to resolve these problems in Japan. Thirdly, I raised issues concerning the system for protection of employees on the corporate reorganization.

研究分野：労働法

キーワード：労働法 整理解雇 労働者保護 企業組織再編

様式 C - 19, F - 19 - 1, Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

企業組織再編が実施される際、労働者の取扱いが重要な一局面を構成する。具体的には、以下の3点である。第1は、労働契約を、事業譲渡または会社分割によって生じる新たな使用者のもとへ承継させるのか、それとも、従前の使用者のもとに留まらせるのか、という労働契約の帰趨に関する問題である。第2は、企業組織再編に伴う労働者の労働条件の不利益変更に関する問題である。そして、第3は、企業組織再編の前後において、経営のスリム化を図る目的で行われる整理解雇に関する問題である。

日本では、1997年以降、企業組織再編に関する重要な法改正が相次いで行われ、その集大成として2000年会社分割制度が創設され、そして2005年会社法が制定された。一連の法改正では、企業組織再編を促進させる法整備が飛躍的に進められた。企業組織再編は企業の経営悪化の場面で行われることが多く、迅速な企業組織再編の実施は、企業の倒産を回避し、ひいては企業競争力の強化による経済活動の活性化が雇用の維持にもつながる、という利点がある。一方で、企業組織再編時の労働者保護に資する法は、会社分割時の労働契約の承継ルール等を定めた労働契約承継法があるのみである。つまり、事業譲渡時の上記第1(労働契約の帰趨)・第2(労働条件の不利益変更)・第3(整理解雇)及び会社分割時の第3(整理解雇)の問題を直接規制する労働保護法規は十分には整備されているとはいえない。このような状況のもとでの企業組織再編の実施は、労働者の労働契約上の地位を不安定にさせる。このことが、企業組織再編と労働者保護をめぐる多くの争いを招いている状況である。加えて、2005年会社法制定により、会社分割の対象の変更などにより、労働契約承継法が制定された当初とくらべ、事業譲渡時と会社分割時の労働契約承継の実体規制を区別する合理的な理由はなくなったとの指摘もある。それゆえ、労働者の権利保護と企業組織再編実施の必要性両方のバランスの観点から、企業組織再編時の包括的な制度整備を検討すべき必要性が高まっている状況であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、企業組織再編手続における労働者保護規範の解釈論・立法論を提案することである。企業組織再編のなかでも、特に、事業譲渡及び会社分割の実施は、労働契約の帰趨や労働条件の変更等の労働関係に大きな影響を与えるものである。また、企業組織再編時の労働者の扱いは、その実施過程においても重大な位置づけを占めるにも関わらず、包括的な研究は、労働法・会社法いずれの側からも十分に行われているとはいえない。そこで本研究では、ドイツ法との比較法的見地もふまえながら、日本法についての企業組織再編手続における労働者保護規範を分析し、解釈論・立法論両面から課題の解決に向けた試論を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究方法の概要は以下のとおりである。

1. 日本法：事業譲渡時の労働契約承継及び労働条件の不利益変更・整理解雇に関する学説・判例の分析。2000年会社分割制度の創設に伴う労働契約承継法制定の立法経緯、2005年会社法制定がもたらす影響、会社分割時の労働契約承継及び労働条件の不利益変更・整理解雇に関する学説・判例の分析。

2. EU法・ドイツ法：事業譲渡時の労働者保護規範(民法典613a条)、会社分割時の労働者保護規範(組織再編法323条2項、324条)の立法経緯・学説の変遷・判例の整理及びドイツでの聞き取り調査。

3. 1, 2の分析・整理をふまえた上で、日本法に対する解釈論・立法論的提案。

(2) 以上の概要について、具体的な研究方法は以下のとおりである。

まず1.日本法については、企業組織再編の中でも特に事業譲渡及び会社分割の二つの態様について検討を行った。また、2005年会社法制定の影響をふまえた上で、現行の労働法制の特徴と問題点を、以下の手順を踏んで明らかにすることを試みた。すなわち、日本では、事業譲渡が実施される場合、権利義務一般の承継が、個々の債権者の同意を必要とする特定(個別)承継の考え方により処理され、労働契約の承継も、譲渡会社、譲受会社、労働者の三者間の合意によって決まるとされる。この場合、労働契約の帰趨に関しては労働者の承諾を要求する民法625条があるのみで、労働契約承継に関する特別規制は存在しない。加えて、事業譲渡を理由とする労働条件の不利益変更及び整理解雇については、就業規則変更及び整理解雇に関する一般法理に従うのみで特別の法規制は存在しない。事業譲渡の場面では、労働契約の帰趨及び労働条件の不利益変更・整理解雇に関する争いが発生している。このような状況に対して、第二次大戦以降、学説及び判例・裁判例は、どのように変遷していったのかについて、詳らかにした。

次に、会社分割時の労働契約の承継等を規制する労働契約承継法について検討を行った。会社分割が実施される際の権利義務一般の承継は、承継対象として分割契約等に記載され、そしてそれが、株主総会における特別決議により承認された場合に、包括的に新たな企業へと承継される(部分的)包括承継の立場である。使用者による濫用的な承継を防止し、労働者保護を目的として制定された労働契約承継法及び承継指針は、労働契約の帰趨や労働条件の変更について規制している。一方で、2005年会社法制定により「会社分割」の概念が変更され、会社分割が実施されたとしても、労働契約を労働契約承継法の枠組みでは承継せずに、転籍合意などを用いて移転することで、労働条件を不利益に変更するなどの問題が発生している。ここでは、労働契約承

継法が創設された立法経緯や、同法施行後の労働契約承継に係る争い及び2005年会社法制定の影響を分析することで、労働契約承継法における労働者保護規制の問題点を探った。

以上をふまえ、企業組織再編という類似の事象である事業譲渡と会社分割とが、なぜ労働契約の承継などに関して異なるルールを設けているのか、経済的な見地も加えながら分析をし、労働者には具体的にどのような不利益が発生するのかを明確にしようと試みた。

つぎに2.比較法的見地の獲得を目指して、EU及びドイツの企業組織再編における労働者保護規範の構造を分析した。ドイツ法の分析は、日本法の分析と同様に、事業譲渡及び会社分割の二つの態様について検討を行った。ドイツでは、事業譲渡における権利義務一般の承継は、日本と同様、個々の債権者の同意を必要とする特定(個別)承継の考え方で処理されるのが原則である。しかし、労働契約に関しては、民法典613a条により、労働契約を自動的に新たな事業所有者へ承継させ、かつ事業譲渡を理由とする一年間の労働条件の不利益変更及び解雇を禁止する特別規制が設けられている。加えて、新たな事業所有者の下へ労働契約が自動承継されるのを拒否し、従前の使用者の下での雇用継続を希望する労働者に対しては、異議申立権が付与されている。一方、日本と同様に、権利義務一般の承継が(部分的)包括承継の方法で処理される会社分割は、1994年制定の組織再編法(Umwandlungsgezet)に、労働契約の承継等も含めた手続一般が定められている。労働契約は事業譲渡の特別規制である民法典613a条のルールに従い、承継がなされる(組織再編法324条)。これにより、新たな法主体(使用者)へ移転する事業または事業の一部に所属する労働者は、自動的に新たな使用者へ承継され、会社分割を理由とする一年間の労働条件の不利益変更及び解雇が禁じられることとなる。つまり、ドイツでは、まず、事業譲渡時の労働契約の承継に関して、特別な立法による実体規制が設けられ、労働契約の自動承継及び一年間の労働条件の不利益変更・解雇が禁止されている。一見すると、労働者に対して事業譲渡を理由とする何らの不利益も生じない制度設計になっている点が注目される。日本法とは大きく異なる制度であり、いわば民法の大原則を覆す規定である民法典613a条が制定された歴史的経緯、争いなどを検討し、労働者保護に資する立法となっているのか否かを検証し、日本法研究への示唆を検討した。

つぎに、日本と同様に権利義務一般の承継を(部分的)包括承継としている会社分割についても、事業譲渡の場合と同様の労働者保護に関する実体規制が設けられている点が特徴である。また、会社法分野である組織再編法のなかに、労働者保護の規定を設けることで、日本のように会社法と労働法との間で、会社分割の概念に関するかい離が発生せず、両法の調整がうまく図られている点も大きな特徴である。この点を分析することにより、会社分割を理由とする労働契約の帰趨や労働条件の不利益変更並びに整理解雇に関するルールをより明確化し、紛争の未然防止に資する示唆の抽出を試みた。

一方で、ドイツでもこのような法規制がうまく機能しているわけではなく、EUの企業譲渡指令の国内法化を果たしているかどうか、また、労働者を過度に保護する法規制は、企業組織再編の柔軟な実施の妨げになるのではないかと、などの多くの議論や争いが存在する。このように、複雑に絡み合ったドイツの企業組織再編時の労働法規制を、EUの企業譲渡指令の制度と比較考察しつつ、立法資料や学説の議論及び判例等を参考に、その制度の特徴や問題点を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

本研究課題の代表的な研究成果としては、以下のとおりである。

まず、日本における会社分割時の労働契約の承継とそれに伴う労働条件の変更について検討したものとして、「会社分割時の労働契約関係の承継と労働条件の変更(シンポジウム 企業変動における労使関係の法的課題)」単著(2016年5月)日本労働法学会(編)『日本労働法学会誌』127号23-39頁である。これは、日本労働法学会2015年秋大会大シンポジウムでの報告内容を学会誌に公開したものである。

つぎに、会社倒産時の労働契約の取り扱いについて検討したものとして、「企業変動・企業倒産と労働法」単著(2017年5月)日本評論社『講座労働法の再生第2巻労働契約の理論』267-285頁(編)日本労働法学会がある。これは、企業変動のなかでもとくに企業倒産時の労働契約関係の取り扱いについて、整理解雇等の法的問題点を検討したものである。

そして、「会社分割における労働契約の承継(特集 実定法による労働契約締結強制法理)」単著(2018年6月)日本評論社『法律時報』90巻7号26-33頁では、本来は使用者と労働者の両当事者の意思の合致を不可欠の要件とする労働契約の成立を、一定の客観的要件をもって意思の合致を必要とせず認めるとする法の制定等が続いていることについて、「実定法による労働契約締結強制法理」と定義づけた統一テーマについて、会社分割時の労働契約承継ルールを規制する労働契約承継法について検討を行ったものである。

つづいて、判例評釈や判例解説では、「事業譲渡と労働関係-東京日新学園事件」単著(2016年11月)有斐閣『労働判例百選[第9版]』132-133頁・編著者村中孝史・荒木尚志では、東京日新学園事件-東京高裁平成17年7月13日判決を素材に、日本における事業譲渡時の労働契約の承継に関する学説・判例の検討を行った。

また、「組合員排除を目的とした法人格の濫用と地位確認請求-サカキ運輸ほか(法人格濫用)事件[長崎地裁平成27.6.16判決]」単著(2016年12月)有斐閣『ジュリスト』1500号152-155頁では、労働組合員排除を目的として、休眠会社の商号を変更して新会社とし、そこへ労働

組合員の雇用契約を除いた有機的一体としての事業を譲渡した上で、譲渡会社において労働組合員らを解雇した事案について、その法的問題点を検討した。

そして、「評論・労使関係法(第93回)事業譲渡実施計画過程における支配介入の成否：桐原書店(事業譲渡)事件(東京都労委決定平成二九・九・一九中労委HP・命令・裁判例DB)について」単著(2018年8月)労委協会『中央労働時報』1236号16-23頁では、事業譲渡の手續の過程における使用者の対応が、労働組合に対する支配介入に当たり、不当労働行為に該当するかどうかについて、その法的問題点を検討した。

最後に、「ドイツにおける企業組織再編時の労働条件変更・解雇規制の検討」単著(2017年6月)労働問題リサーチセンター『格差社会と労働法の役割』149-163頁、編著者荒木尚志は、ドイツにおける、事業譲渡や会社分割等の企業組織再編が実施される際の労働条件の変更や解雇規制などを検討したものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 成田史子	4. 巻 1126
2. 論文標題 会社分割における労働契約の承継	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 26-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 成田史子	4. 巻 1236
2. 論文標題 評論・労使関係法(第93回)事業譲渡実施計画過程における支配介入の成否：桐原書店(事業譲渡)事件(東京都労委決定平成二九・九・一九中労委HP・命令・裁判例DB)について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中央労働時報	6. 最初と最後の頁 16-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 成田史子	4. 巻
2. 論文標題 ドイツにおける企業組織再編時の労働条件変更・解雇規制の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 格差社会と労働法の役割	6. 最初と最後の頁 149 163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 成田史子	4. 巻 127号
2. 論文標題 会社分割時の労働契約関係の承継と労働条件の変更（シンポジウム 企業変動における労使関係の法的課題）	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 23 39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成田史子	4. 巻 00
2. 論文標題 会社分割時の労働条件変更に関する一考察	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 公益財団法人労働問題リサーチセンター 報告書	6. 最初と最後の頁 82 - 96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成田史子	4. 巻 1500号
2. 論文標題 労働判例研究(Number 1287)組合員排除を目的とした法人格の濫用と地位確認請求：サカキ運輸ほか(法人格濫用)事件[長崎地裁平成27.6.16判決]	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Jurist	6. 最初と最後の頁 152 - 155
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成田史子	4. 巻 230号
2. 論文標題 No.64 事業譲渡と労働関係-東京日新学園事件	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 労働判例百選 [第9版]	6. 最初と最後の頁 132 - 133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 日本労働法学会編、野田進、奥田香子、所浩代、橋本陽子、山下昇、新屋敷恵美子、石田信平、川口美貴、小畑史子、浅野高宏、キョウ敏、矢野昌浩、成田史子、高橋賢司、石崎由希子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 356
3. 書名 講座 労働法の再生 第2巻 労働契約の理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----